

平成 21 年度
第 1 回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成 21 年 8 月 6 日 (木)

午後 1 時 30 分～3 時 40 分

場所：太子町役場 第 2 会議室

太子町生活福祉部町民課

平成 21 年度第 1 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：平成 21 年 8 月 6 日（木）

開会：午後 1 時 30 分

閉会：午後 3 時 40 分

場所：太子町役場 2 階 第 2 会議室

2. 協議事項

① 平成 20 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

② その他

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：桜井 公晴 服部 千秋 富岡 治彦 寺西 信郎

小田 寛治 山木戸 淑子 松木 功治

欠席委員：なし

4. 事務局

八幡副町長

町民課長 神南 隆司 副課長 森川 勝 係長 佐々木 信人

税務課長 丸尾 清和 係長 古林 淳子

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会 桜井会長
2. あいさつ 八幡副町長
3. 会議録署名委員の指名
会長が寺西信郎委員と小田寛治委員を指名
4. 議題 平成 20 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

森川副課長：資料 1「平成 20 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 (参考資料)」について説明

会 長：休憩したいと思います。休憩中にご意見があればいただきたいと思います。

休 憩

会 長：再開します。休憩中に出ました他の市町との比較は難しいと思うが、数年前に減免割合を 6,4 から 7,5,2 に変更・決定した時、同時に応能・応益割合を 45 から 55 の間で見るという基準も確立されています。これらの経緯を事務局から再度説明してもらうのと、実際に賦課してみて初めてわかる本町の様なやり方と姫路市の様に必要な経費を算定して保険料を決めるやり方と近隣自治体でも分かれているのが現状であり、資産割についても実際の収入がないのに賦課されるという点等も含め、休憩中に小田委員から質問があったことに対し事務局で説明していただけますか？

神南課長：ただいま小田委員より太子町のホームページをご覧になられ、課税のあり方、税率についてご質問のありましたことにつきましてお答えさせていただきます。一つは太子町の保険税は、2 年のサイクルで税率を見直す方向としておりますが、応能・応益が概ね半々となるよう決めさせていただいております。医療保険分としまして所得割 6%、資産割 20% であり、応能が 26%、応益の割合が 74% になるのではないかとご質問がありましたが、所得割、資産税割は課税客体に対してそれぞれに税率を乗じまして、結果として応能・応益が半々となるよう税率を設定しているものであります。次に、姫路市との違いでありますが、姫路市は見込んだ医療費の総額から特定財源等を差し引きまして保険料として賦課する費用を算出し、均等割・平等割・所得割・資産割に配分し毎年保険料が変動するということで、市民の間では定着していると聞いておりますが、太子町とは違う方式を採っておられるということであります。

また、応能・応益のバランスが崩れ、45 から 55 の間から外れると、低所得者対策として実施しています 7,5,2 の軽減の制度が採用できなくなり、元の 6,4 に戻ることとなってしまいます。我々としましてはそうならないよう 50,50 に近づけるよう賦課してまいりたいと考えています。

また、資産税割についてでございますが、資産はあるが所得がない方にも

賦課されるということでございますが、応能でございますので、所得があつて能力がある、資産があつて能力がある場合がございますので資産割を全く無くするというはどうかと考えます。ではどの位がふさわしいかということではあります、できれば所得割にシフトしていくといたいとこの運営協議会でも大まかな方針としてお答えさせていただいているところですが、何%がふさわしいのかは即答できませんが、出来るだけ資産割を減らし所得割の方にシフトしていく、しかしながら応能として50%になるよう、7,5,2の軽減が効くよう、縦と横を組み合わせながら配分を考えていきたいと考えております。以上です。

会長：休憩中のことを整理するということで説明してもらいましたが、続いて資料2の決算の説明を受けてから質疑をお受けしたいと思います。

森川副課長：資料2「平成20年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書」について説明

会長：資料1と資料2の説明を受けたわけですが、ここでご意見なりご質問があればお願いしたいと思います。

会長：制度をここまで変えられると比較の仕様がないわけですが、後期高齢者の支援分が大きな負担となっている。

医療分、後期高齢者支援分、介護分の3本立てとなってどれが医療分なのか区別できなくなっている。もともと国民健康保険は医療に係るものですから、もちろん介護との絡みはあるが住民の負担は増えてきているのが現実である。収納率についても落ち込んでおり、短期の保険者証、資格者証について、また収納対策についても説明してもらえますか？

森川副課長：まず、短期の被保険者証等の状況から報告させていただきます。平成21年6月1日現在の状況であります、世帯数4,468世帯中、短期証交付世帯が311世帯、資格者証の交付世帯は53世帯となっています。

丸尾課長：徴収率に関しては総務常任委員会でも報告しておりますが、結果として一般と退職を合わせた現年分はマイナス1.0%ですね。滞納分はマイナス3.4%です。滞納分の徴収率が大きく下がった主な理由としましては、出納閉鎖の時期を例年5月31日まで引っ張っていたのを3月31日で切ったことによるもので、20年度の滞納の収納は10ヶ月分になっているためです。12ヶ月分にしますと大体例年の徴収率は確保できていたのではないかと考えています。

現年分についてご説明をしておきたいのですが、資料1の14ページの医療分の保険税の収納状況をご覧いただきたいのですが、一般の現年分は20年度が90.5%で前年度より0.8%増え、また退職の現年分は20年度が99.0%で前年度より1.1%上昇しているわけですね。15ページの後期高齢

者支援分は新規で比較のしようがありませんが、16 ページの介護の現年分でも 84.1%から 86.7%に上昇しているんですね。介護の退職分だけは若干下がっておりますが。

続いて 13 ページをご覧ください。医療分・後期高齢者支援分・介護分を合わせた徴収率についても一般分が 89.2%から 90.1%に、退職分が 98.1%から 98.8%にそれぞれ上昇しております。個々に見ていくと上がっているわけですね。介護の退職分を除いては。

ではなぜ一般と退職を合わせた現年分はマイナス 1.0%なのかということですが、資料 1 の 1 ページに戻っていただくと、増減の欄でマイナス 2,098 というのは 2,098 人退職が減り、133 人一般が増え、トータルとして被保険者数は 1,965 人減っています。一般分で 75 歳以上の方が後期高齢に移行された、また退職者医療制度の改正で退職から一般に移行した結果ですが、退職者の医療分の徴収率は 97.9%とか 99.8%とかなり高い方が 2,000 人分いなくなり、調定額も 2 億円少なくなっているわけです。個々に見ていくと徴収率が上がっているわけですが、高い収納率を誇っていた方が後期高齢に移行され、いなくなったことで、結果的に全体として現年分マイナス 1.0%になったわけです。

次に、滞納者対策ですが、2 ヶ月 4 ヶ月の短期証の対象の方が 311 世帯あり、隨時町民課の窓口に来られ、収税管理室で具体的な納税相談をさせていただいております。出来るだけ債権の確保と分納の額を増やす努力をしております。

それから、もっと悪質な方についてですが、国保税だけを狙い撃ちするのではなく、町税と国保税等全体をターゲットにして滞納処分をしており、平成 20 年度は 38 名の方、件数で 44 件の差押をしました。これにより収納した額は 140 万円余りと少ないですが、資産のある方については不動産の差押、預貯金があればそれを差押しました。

数字のマジックで、個々に見ていくと徴収率が上がっているにもかかわらず、全体として徴収率が下がったのは、制度改正により後期高齢に 2,000 人移行されることによるものであり、この状況は太子町に限らず全国全て同じ状況であります。

服部委員：悪質でなくお金がなく滞納されておられる方が何人おられるのか？

お金がなく医療機関にかかれない、困っている方が何人おられると思われますか？

丸尾課長：国保の滞納として把握している人数は平成 20 年度末で 1,236 人です。それ以降後期高齢者に移行されている方とか国保を喪失されたり、亡くなつておられたり今現在の正確な数値はわかりませんが、そのうち、実際、生活困窮の方が何人おられるのか正確な実人数はなかなか説明できません。

服部委員：難しいことと思いますが、本当に困られている方については相談に乗ってあげていただきたい。

会長：他にございますか？

服部委員：被保険者代表の方に率直なご意見をお伺いしたいのですが、保険税率が毎年改正されても良いと思われるのか？

会長：被保険者の代表としてどうかというご質問はどうかと思うのですが、個人的にお考えがあれば言ってみてください。

小田委員：僕個人の考え方ですが、役場の方から税の通知が来ますね。仮に30万円だったのが翌年29万円と1万円安くなつたとしますね。それにこだわつて今年は高かった、安かったと真剣に考えて反応される方がどれ位いらっしゃるかはわかりませんが、僕はそれについてはあまり反応しませんね。役場から通知が来れば、役場が正確に色々と組み合わせて決定されたことだと思いますからね。僕個人としてはできる限りわかりやすい方法で私どもに知らせていただくことがベストだと思うんですけど。

会長：聞くのも何ですけど、山木戸さん何かあります？

山木戸委員：まず、下がるということはないですよね。私の場合もそうですが、役場から通知がきたら収めなければならないもんだと思っています。あきらめというんですかそういう感覚ですね。去年がいくらだったのかまでは記憶していないし、あまり考えていないですね。

会長：ただ、姫路市でもよく揉めているんですよ。基金の取り崩しの具合、一般的の支援の問題が絡んでくるし、医療の動向により大きく変わってくるし、何に対して高いか安いかは、自分が払う保険税が高いか安いかであると全ての人が思っていると思うんですね。医療費が高くなつてこうなつてるのはわからんでもないけど、実際には隣の町と比べて同じような年金で同じような所得なのに太子の方が何で高いのかと言われる。反面、姫路の方が高い部分があると思うし、なかなか比較の仕様が難しいことがあるんで、服部委員の聞かれたことについては自分の考えとして答えられたということにしますね。制度として姫路市方式と同様にするには大変な事務が伴うし、議会の厚生常任委員会が先行してほぼ先に決めて、審議会に諮っている状況ですね。これは被保険者の負担が高いから、重圧感があるから、先に議会にかけているんですね。

一応、被保険者が皆そう思っているということではないということでお願いします。

また、できたら、決算でこの年度の兵庫県下の保険税の賦課状況もあるでしょう？ コピーして回してください。

それと、年金のみの所得者とか、職がなくなった方とか、前年とどう変わったかというデータはありますか？ というのも後期高齢に移った方というのは年金受給者で安定的に収入してたというけどもそれは年金受給者が移動したということでしょう。

丸尾課長：75歳以上の方が後期高齢に移られ、従前75歳未満だった退職分が65歳未満に引き下がって一般に移った。年金のみの所得者とかの分類は税務課としておりません。

会長：そこらはこれから考えないといけない。国民年金だけでどう生活していくのかというのが現実ですからね。その中でも税は賦課されていくわけですからね。

丸尾課長：確定申告をして下さいというダイレクトメールをお送りしていますが、所得に応じて減額ができますよという内容のものを今回2回目送っているんですね。申告していただくことによって、国民年金の収入だけだと所得ゼロになりますので7割軽減になるんですね。7月の課税が終わり今のタイミングで申告して下さいという申告案内をお送りしています。2百数十名だったと思いますが、反応が少ないですね。実はこのあたりが無関心の世代・世帯というか、過去に申告もないし税収もないんです。

会長：今回課税通知の中でどこかに「該当」という欄があって、どういうことかと聞かれるんですね。去年より上がっているから聞きに来られるんやね。上がっているから役場によう言わんと「一辺聞いてもらおうと思って」と言われこちらに来られる。役場に聞こえていない声として聞いといつもらわないといけないし、今のように通知を出しても帰ってこない、無関心層であり納税についてもほっとく人かもわからないという分析はどうかと思うが、実態を把握した上で必要な施策を講じる、7割、5割、2割の軽減措置を受けるという通知を出したというが、まだ全体的にはまだ知らない方もおられるし、申告したらこうなりますという文書や広報を見ても、よくわからないのが現状なんだと思いますね。運営協議会のメンバーでも皆さんに説明しようとすれば並大抵のことではないんですね。
では、決算は報告を受けたということですが、何か他にあれば？

服部委員：3日前に資料をいただいて理解をしようと努力したんですが、あと3日前にいただくことはできないんでしょうか？

会長：この開催日の加減やら5月末で締めて決算調製して監査を受けてこういう説明ができるんですが、他の自治体ではもっと早くできていると思うが、実際どの時点で説明書はできるのか？

森川副課長：決算ができるのが6月10日すぎ、概要がそれ以降にでき、例年8月のお盆過ぎに運営協議会を開催させていただいておりましたが、今回開催日が早まりまして事務量が思った以上であり遅れてしまいました。来年はこういうことのないようにさせていただきたいと思います。

会長：どの時点ではこれ位の資料ができているのか？

神南課長：例年 20 日過ぎの開催から 2 週間早くなっていますね。この時期であればほぼこの程度のものは何とかなるということです。ですから例年 20 日前後 の開催であれば 1 週間以上前にお渡しできるということです。

会長：極力早く資料をお願いします。

今回は開催日の調整で、議会の日程、先生方のご都合もあり、極力全員が 参加できるよう日程調整した結果早くなつたものです。
こういうことが今後もあり得るので当局も心して対応して下さい。
他にありますか？

小田委員：組合健保の経営が苦しく、政管健保に移る傾向がありますが、国保に与える影響はありますか？

神南課長：国保と被用者保険との区切りで言いますと全く影響はございません。退職者医療の関係の財源調整は同じようなルールでされますし、健保から政管健保に移られても国保が痛むということはないと思います。

会長：西濃運輸がダウンしたというのはこの前の運営協議会の資料にもあったが、組合を解散してもいずれかの保険に入らないといけないので、所によっては国保に入ってくれ、自分でかけてくれと言う可能性もあるということもあるから一概に言えない。組合健保が解散したら昔の政府管掌の健康保険に移行するということからそちらも大ピンチであり、保険の統一という話が出ていると思う。負担の均一化、保険全体の統一化が出来ていないということであるが、課長の言うように国保への直接的な影響は無いとは思います。

会長：他に何かございますか？

決算の状況を確認したということで今日はこれで終わらせていただきます。

神南課長：報告事項についてご説明いたします。

報告事項 9 月町議会定例会へ上程案件

① 国民健康保険条例の改正 出産育児一時金の 4 万円の引き上げの暫定措置

② 補正予算

会長：他に何かございますか？

今日の協議会はこれで終わらせていただきます。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成21年8月28日

議長

桜井 宏晴

署名委員

小田 宏次

署名委員

寺西 信郎